

第3章

障害者分野

1 めざす姿と施策の全体像

(1) めざす姿

障害の有無や特性にかかわらず、 本人や家族が自らの決定に基づき、 生涯を通じて安心して暮らせる地域共生社会

誰もが自分らしく心豊かに生活できるよう、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、地域全体に心のバリアフリーへの理解を深く浸透させます。

また、障害の特性や生活に即した障害福祉サービスを提供し、親なき後を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境を整備します。

さらに、障害児や障害者のいる家族の負担を軽減するため、サービスの担い手を確保するとともに、日中の居場所や移動支援を充実します。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

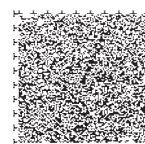
健康づくり
保健

生活福祉










地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



(2) 施策の全体像

施策（中項目）	小項目	関連計画
1 障害者が安全に 安心して暮らせ る環境の整備	(1) 心のバリアフリーの普及及び権利擁護の推進	
	(2) 障害者の多様な意思疎通支援及び情報アクセシビリティの向上	
	(3) 障害者が暮らしやすい生活環境の充実	 
	(4) あらゆる危機から障害者を守る支援の充実	
2 障害者と家族が地 域で暮らし続ける ためのサービスの 充実	(1) 地域移行や親なき後を見据えた住環境の整備	
	(2) 日常生活を支えるサポート体制の強化	
	(3) 障害者が自分らしく豊かな生活を送るための支援の充実	   
	(4) 医療的ケアが必要な人のライフステージに応じた切れ目ない支援の充実	
	(5) 事業者によるサービスの量の確保と質の向上	
3 特別な配慮の必要 な子どもへの支援	(1) 児童発達支援センターを中心とした支援の充実	
	(2) 家族が安心して就労できる環境の整備	
	(3) 地域全体で支える発達支援体制の強化	
4 障害特性に応じて 就労できる仕組み づくり	(1) 一般就労への移行と就労定着支援の強化	
	(2) あらゆる手段を活用した就労支援の推進	

■ 障害福祉サービス等の円滑な実施に向けて

1 障害者数の推移	
2 サービスの見込量	(1) 障害福祉サービス等の見込量
	(2) 障害児サービスの見込量
	(3) 地域生活支援事業の見込量

【関連計画 凡例】



港区住宅基本計画



港区バリアフリー基本構想



港区地域防災計画



港区文化芸術振興プラン



港区学校教育推進計画

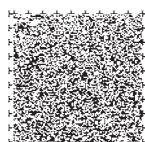


港区スポーツ推進計画



港区生涯学習推進計画

関連計画等の詳細



具体的な取組

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ① 差別解消の取組の推進 | ② 心のバリアフリーの推進 |
| ③ 意思決定支援の促進 | ④ 虐待防止に関する取組の推進 |
| ① 障害特性に応じた意思疎通支援の推進 | ② 手話言語の理解促進 |
| ③ 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実 | |
| ① 住まいのバリアフリー化の支援 | ② バリアフリー化の計画的な推進 |
| ③ 安心して外出できる環境の整備 | |
| ① 新たな感染症などの危機から障害者を守る支援の強化 | ② 障害者の災害時支援体制の整備 |
| ③ 防災意識の向上の取組の推進 | |
| ① 障害者グループホームの整備 | ② 障害者の住まいの確保 |
| ③ 短期入所の充実 | |
| ① 包括的な相談支援体制の強化 | ② 地域生活支援拠点における支援の充実 |
| ③ 日常生活を営むために必要な支援の充実 | |
| ① 障害者スポーツ・文化芸術イベント等の振興 | ② 余暇活動の充実 |
| ① 日中に安心して過ごせる場の確保 | ② 家族に対する相談支援、情報発信の強化 |
| ① 障害福祉サービス等事業所の参入促進、運営支援 | ② サービス提供の担い手の確保、人材育成支援 |
| ① 子どもの成長過程に応じた通所支援の充実 | ② 学齢期の放課後対策の充実 |
| ③ 発達支援を必要としている子どもへの適切な環境整備 | |
| ① 施設間における送迎支援の充実 | ② 子どもを安全に預けられる場の確保 |
| ① 民間事業者の育成支援 | ② 地域の中で自分らしく過ごせる体制の整備 |
| ① 福祉施設から一般就労への移行の推進 | ② 障害者の希望に沿った就労支援の強化 |
| ③ 障害者の就労支援ネットワークの強化 | |
| ① デジタル技術を活用した就労機会の確保 | ② 多様な手法による受注機会の拡大 |

総論

分野ごとの
計画

子ども・
子育て

高齢者

障害者

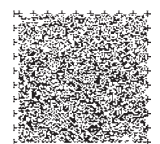
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



2 障害者分野の施策

施策1 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備

SDGsのゴール
との関係



現状と課題

(1) 安心して外出できる生活環境の整備



障害特性により「外出時に困ったときにどうすればいいか心配になる。」「建物や道路の構造・設備に係る利便性に困る。」「突然、心身の変化が起こることが心配になる。」など不安を抱えている人がいます。

障害者が、安心して外出できる生活環境の整備が必要です。

(2) 障害者による情報の取得利用・意思疎通のしやすさの向上



令和4(2022)年5月に公布・施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、障害者があらゆる活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が可能な環境が求められています。

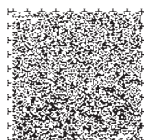
デジタル技術など多様な手段を活用し、障害特性に応じた情報の取得利用、意思疎通ができる仕組みや環境の整備が必要です。

(3) 災害や感染症等からの危機に対する不安解消に向けた取組の充実



大規模な災害が発生した際の避難所等で不安を感じることで、備蓄の確保、障害特性を理解する職員がいるか、避難所等までの移動、集団生活を送れるかなどが多くあげられています。また、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した際には、多くの障害者が、心身に不調を抱えていたことが確認できました。

災害時に障害者を守るための体制の整備や、障害者が抱える日常生活の困りごとを解消できる相談支援体制の強化が必要です。



施策の考え方

障害者への不当な差別や社会的障壁を払拭し、障害の有無や特性にかかわらず、誰もが自分らしく暮らせるよう、地域社会における心のバリアフリーへの理解を深めるための取組や、障害者の意思決定支援など権利擁護の取組を推進するとともに、情報アクセシビリティの向上に取り組めます。

また、障害者が暮らしやすい住まいや施設となるようバリアフリー化を推進するとともに、災害時などに必要なサービスの提供ができるよう、非常時の支援態勢の強化に取り組めます。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

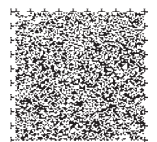
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



小項目と具体的な取組

(1) 心のバリアフリーの普及及び権利擁護の推進



区民、企業、商店など地域で生活する全ての人が、心のバリアフリーへの理解を深めるための取組を推進するとともに、障害者に対する虐待防止や権利擁護の推進、早期発見・早期対応を図るため、相談支援体制の連携強化に取り組みます。

具体的な取組

① 差別解消の取組の推進

令和6(2024)年4月1日から改正障害者差別解消法(※)が施行され、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、区内の企業や商店などに対し、法のより一層の理解浸透に向けた啓発活動に取り組みます。

② 心のバリアフリーの推進

障害者への理解を深め、地域住民との交流の場となる「障害者週間記念事業」などを開催するとともに、社会的な認知度が低く外見から分かりにくい高次脳機能障害なども含め、様々な障害の特性や必要な配慮に関する情報を発信します。

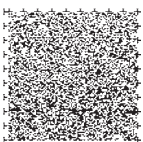
③ 意思決定支援の促進

障害者の権利擁護のため、地域の関係機関と連携した成年後見制度の理解促進や相談しやすい体制の強化に取り組むとともに、障害福祉サービス事業所に、研修や講演会を通じて、障害者の意思決定を尊重したサービスの提供を促進します。

④ 虐待防止に関する取組の推進

障害福祉サービス事業所に、令和5(2023)年度に改定した虐待防止マニュアルを活用した周知啓発や研修を実施するとともに、障害者への虐待が懸念される場合には、区の虐待防止センターが関係機関と連携し、虐待防止に取り組みます。

※改正障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律



(2) 障害者の多様な意思疎通支援及び情報アクセシビリティの向上



障害者が必要な情報を取得し、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、中途障害も含めあらゆる障害の特性に応じた多様な意思疎通支援に取り組むとともに、新たな技術を積極的に活用しながら情報アクセシビリティの向上を図ります。

具体的な取組

① 障害特性に応じた意思疎通支援の推進

プッシュ通知で障害者向けの情報を配信するアプリの運用や、区の動画への手話ワイプの表示、音声による読み上げ機能の活用など、中途障害も含め障害の特性に応じた多様な意思疎通支援に取り組めます。

② 手話言語の理解促進

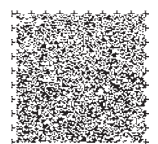
拡充

区民や区内事業者等に対し、自己紹介や挨拶などの手話表現をまとめた啓発冊子や動画を制作し、周知するとともに、手話講習会を開催し手話通訳者の育成、確保に取り組むなど、手話言語の普及・啓発、理解促進に努めます。

③ 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実

拡充

デジタル技術を活用し、音声が表示されるディスプレイの区の窓口への導入や、区の講演会等における音声を文字化した表示機器の活用など、障害者が必要な情報を円滑に取得できる、情報アクセシビリティの向上を図ります。



(3) 障害者が暮らしやすい生活環境の充実



障害者が自宅や住み慣れた地域で安全に安心して快適に生活できるよう、住まいのバリアフリー化を支援するとともに、公共施設や公共交通機関における計画的なバリアフリー化、安心して外出できる環境の整備に取り組みます。

具体的な取組

① 住まいのバリアフリー化の支援

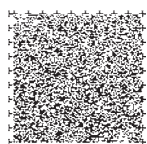
重度の障害者が自宅で快適に自立した生活を送ることができるよう、電動式ドア開閉装置や階段昇降機の設置など、住まいのバリアフリー化を支援します。

② バリアフリー化の計画的な推進

誰もが安全に安心して快適に移動できる都市空間を形成するため、「港区バリアフリー基本構想」に基づき、公共施設や公共交通機関における段差解消や点字ブロックの配置など、バリアフリー化を計画的に推進します。

③ 安心して外出できる環境の整備

区立施設のトイレに、障害者が横になれるユニバーサルシートの設置を進めるとともに、慣れない場所などで不安になる方が気分を落ち着かせるためのスペースの設置を検討するなど、安心して外出できる環境を整備します。



(4) あらゆる危機から障害者を守る支援の充実



新たな感染症や災害などから障害者を守るため、事業所が必要なサービスを継続的に提供できる体制を整備するとともに、災害時における福祉避難所の運営態勢の強化や障害者や家族の防災意識の向上に取り組めます。

具体的な取組

① 新たな感染症などの危機から障害者を守る支援の強化

専門アドバイザーの活用などにより、障害福祉サービス事業所が、非常時に障害者に必要なサービスを提供できるBCPの策定を促進するとともに、障害者の不安などの相談に適切に応じる相談支援体制を強化します。

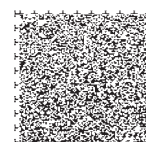
② 障害者の災害時支援体制の整備

障害者の避難場所となる福祉避難所の運営マニュアルを改定するとともに、障害福祉サービス事業所と協定を締結し、日頃から事業所を利用する障害者の安否確認や福祉避難所に事業所職員を応援派遣する態勢を確立します。

③ 防災意識の向上の取組の推進

拡充

災害時に障害者の生命を守るために、適切な避難方法や防災に必要な知識について動画や勉強会を通じて周知啓発するとともに、障害者が参加する防災訓練を実施するなど、障害者や家族の防災意識の向上に取り組めます。



施策2 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実

SDGsのゴール
との関係



現状と課題

(1) 家族等の介助の負担軽減に係る取組や親なき後を見据えた支援の充実



障害者の介助は主に家族や親戚が担っており、一部の障害者は、高齢の介助者しか身近にいない状況にあります。また、家族からも介助の負担軽減を求める声や、将来の介助に対する不安の声が、区に寄せられています。

家族等の介助の負担軽減に向けた介護職員の確保や育成強化、親なき後を見据えた相談支援体制の強化や障害福祉サービスの充実が必要です。

(2) 希望する居住の場の確保と整備



将来的な居住の場として知的障害者と障害児はグループホーム、身体障害者は高齢者入所施設を求めており、特に、知的障害者は、入所施設と同等の支援体制を備えた日中サービス支援型グループホームを求めています。

グループホームをはじめ、将来的に安心して居住できる場の整備が必要です。

(3) 余暇活動の促進



障害者が豊かな生活を送るために、スポーツや文化芸術などの余暇活動を楽しむ機会の創出が求められていますが、身体的、金銭的理由や仲間がいないなどの理由で、余暇活動に参加できない障害者が一定数います。

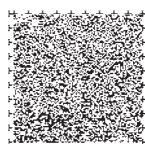
心身の健康づくりや社会参加につながる、余暇活動の場の確保が必要です。

(4) 日中に過ごせる施設の利用促進



区は、自宅以外でも障害者の意向に合わせ地域で活動できる場の充実に取り組んでいますが、日中過ごせる施設を利用していない人が多く、施設の利用方法などの情報が十分に届いていない可能性があります。また、施設において、相談しやすい体制や環境づくり、自立能力を向上するための取組が求められています。

相談しやすい環境や障害特性に合わせたサービスを提供できる施設の確保、分かりやすい情報発信が必要です。



(5) 医療的ケアが必要な障害児や障害者への生活支援の充実



日常的に医療的ケアが必要な人は、今後の生活に不安を抱えており、家族の負担も増しています。また、看護師など対応できる職員の確保が難しいため、受け入れる入所施設やショートステイ等が不足しています。

日常的に医療的ケアが必要な障害児や障害者が安心して暮らせるための支援と家族の負担軽減への取組や、入所施設やショートステイ等において、障害特性への理解、介助のスキルの高い支援員の確保や資質向上に向けた育成支援が必要です。

【現在の居住の場】

調査対象	持ち家（一戸建て、集合住宅）	公共住宅（都営住宅、障害者住宅など）	民間賃貸住宅（一戸建て、集合住宅）	グループホーム	障害者入所施設	高齢者入所施設（特別養護老人ホームなど）	その他・無回答
身体障害者(n=1322)	57.5%	16.0%	21.1%	0.0%	0.4%	0.4%	4.7%
知的障害者(n= 249)	40.6%	14.5%	13.7%	12.9%	12.4%	1.2%	4.8%
精神障害者(n= 511)	39.5%	19.8%	33.5%	1.6%	0.6%	0.4%	4.7%
障害児(n= 199)	51.3%	11.1%	33.7%	-	0.5%	-	3.5%

注) 障害児には「グループホーム」と「高齢者入所施設」の選択肢はありません。

【将来的に希望する居住の場】

調査対象	持ち家（一戸建て、集合住宅）	公共住宅（都営住宅、障害者住宅など）	民間賃貸住宅（一戸建て、集合住宅）	グループホーム	障害者入所施設	高齢者入所施設（特別養護老人ホームなど）	その他・無回答
身体障害者(n=1322)	40.3%	17.8%	6.3%	3.7%	2.2%	12.5%	17.2%
知的障害者(n= 249)	15.7%	8.8%	2.4%	32.6%	20.1%	2.0%	18.4%
精神障害者(n= 511)	36.8%	29.0%	14.5%	3.0%	1.2%	3.5%	12.1%
障害児(n= 199)	35.2%	13.1%	6.0%	28.1%	5.0%	-	12.5%

注) 障害児には「高齢者入所施設」の選択肢はありません。

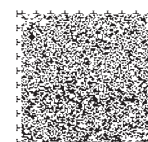
施策の考え方

障害者と家族が、親なき後も見据え、安心して地域で暮らし続けられるよう、障害特性に合わせた住まいの整備、障害者の日常生活を支援するために必要なサービスの量の確保と質の向上、包括的な相談支援体制の強化に取り組めます。

また、障害者の豊かな生活を支援するために、スポーツ、文化芸術や余暇活動など自分の好みに合わせた活動をしやすい環境を整備します。さらに、医療的ケアが必要な障害児や障害者のライフステージに応じた支援を充実するとともに、家族に対して寄り添った相談支援ができるよう体制を強化します。

(内訳)

調査対象	従来型グループホーム	日中サービス支援型グループホーム
身体障害者(n=1322)	1.0%	2.7%
知的障害者(n= 249)	15.3%	17.3%
精神障害者(n= 511)	1.0%	2.0%
障害児(n= 199)	19.1%	9.0%



総論
計画
子育て
高齢者
障害者
健康づくり・保健
生活福祉
地域福祉
分野横断的取組
参考資料

小項目と具体的な取組

(1) 地域移行や親なき後を見据えた住環境の整備



障害者グループホームの着実な整備をはじめ、民間事業者によるグループホームの設置促進や区立住宅等を活用した住居の確保に向けた検討を行うなど、障害者の地域移行や親なき後の住まいの確保を支援します。また、医療的ケアが必要な障害者も含めた、短期入所の充実に取り組みます。

具体的な取組

① 障害者グループホームの整備 **計画事業**

拡充

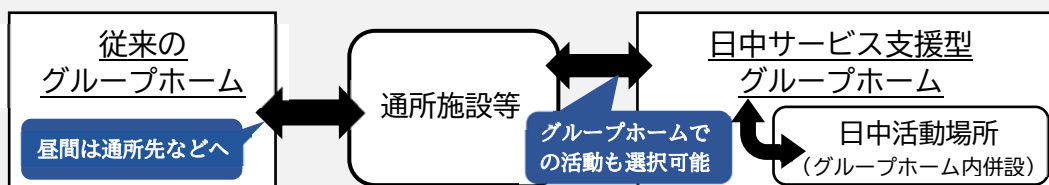
障害者が、職員の支援を受けながら施設内で生活できる日中サービス支援型グループホームを整備するとともに、区立障害者グループホームの整備及び民間事業者によるグループホームの整備を支援します。

目標		現況	後期実施内容		
令和8年度末		令和5年度末	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全体	個別施設				
	—	12 施設 定員 80 人	14 施設 定員 90 人	15 施設 定員 96 人	16 施設 定員 100 人
障害者 グループホーム 完成3施設 (計16施設 定員100名)	南青山二丁目1施設 (知的・定員5人)		完成		
	芝浦四丁目1施設 (知的・定員6人)			完成	
	南青山二丁目1施設 (精神・定員5人)		完成		
日中サービス 支援型 グループホーム	南麻布三丁目1施設 (定員20人) ※令和10年度完成予定				建設中

調査 設計 - - - - - 建設中 —————→

◆障害者グループホーム◆

従来のグループホームは、昼間は通所施設等に通い、夜間に日常生活の支援を受ける施設です。日中サービス支援型グループホームは、昼間に通所施設等へ通えない方であっても施設内において、常時、介護を受けることができる、重度障害者を想定した、新タイプの施設です。



② 障害者の住まいの確保

障害者住宅における適正な管理・運営や車椅子住宅の整備を促進するとともに、障害者が民間賃貸住宅などへ円滑に入居ができるよう、住宅部門と連携し、居住支援協議会を活用した情報共有など、住まいの確保に向けた支援を推進します。

③ 短期入所の充実

障害者の生活体験、緊急受入れ、家族のレスパイトなど多様な機能を果たすため、看護師など医療職員の体制をさらに充実させ、医療的ケアが必要な障害者も含めた、短期入所の受入れを積極的に進めます。

(2) 日常生活を支えるサポート体制の強化



障害者が安心して日常生活を送ることができるよう、障害者や家族が相談しやすい体制の強化や親なき後の生活を想定したプランの作成支援に取り組むとともに、障害特性に合わせた日常生活に必要なサービスを充実します。

具体的な取組

① 包括的な相談支援体制の強化

障害者や家族の相談に応じ、アウトリーチによる適切な支援につなげられるよう、相談支援事業所連絡会での事例検討等を重ね、総合支所、障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所等による包括的な相談支援体制を強化します。

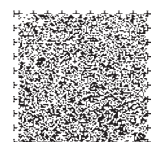
② 地域生活支援拠点における支援の充実

障害者が親なき後も充実した生活が送れるよう、区の地域生活支援拠点コーディネーターが障害者や保護者と一緒に本人の意向を確認しながら、日中の活動や住まいなど、親なき後の生活を想定したプランの作成を支援します。

③ 日常生活を営むために必要な支援の充実

拡充

障害者の重度化や高齢化を見据え、障害特性に応じた生活介護の区立施設や民間事業所の拡充に取り組むとともに、居宅介護、移動支援などを提供する事業所に対して、運営に関する支援策を充実し、新規開設や安定的な運営を支援します。



(3) 障害者が自分らしく豊かな生活を送るための支援の充実



障害者が住み慣れた地域において、人々との交流を深めながら、興味、関心のあるスポーツや文化芸術、学習、レクリエーションなどの余暇活動を気軽に楽しめるよう、環境づくりに取り組みます。

具体的な取組

① 障害者スポーツ・文化芸術イベント等の振興

障害者の健康増進を図るためのスポーツ教室を開催するほか、ボッチャやサッカーなど障害者が気軽にスポーツを楽しめる場を提供するとともに、障害者が制作した絵画等の展示会など、障害者の文化芸術活動の機会を創出します。

② 余暇活動の充実

新規

知的障害者がレクリエーション等の活動を行う「いちょう学級」を実施するほか、障害者が、着物の着付け体験や合唱等の関心のある活動を行う機会の提供など、障害者の余暇活動の充実に取り組みます。

(4) 医療的ケアが必要な人のライフステージに応じた切れ目ない支援の充実



医療的ケアが必要な障害児や障害者が日中に過ごせる場の確保など、子どもから大人までライフステージに応じて利用できるサービスを充実するとともに、家族に対して、相談しやすい支援体制や分かりやすい情報発信の強化に取り組みます。

具体的な取組

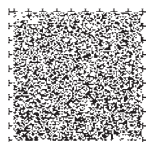
① 日中に安心して過ごせる場の確保

拡充

医療的ケアが必要な障害児や障害者が利用できる保育園、児童発達支援や放課後等デイサービス、生活介護の事業所を充実します。また、研修費用の支援を通じて、医療的ケアを提供できるヘルパーを増やし担い手を確保します。

② 家族に対する相談支援、情報発信の強化

総合支所の福祉総合窓口や医療的ケアが必要な人へのコーディネーターが連携し、家族に対する相談支援体制を強化します。また、区ホームページ等で、家族が必要な情報を的確に分かりやすく発信します。



(5) 事業者によるサービスの量の確保と質の向上



今後増加が見込まれる障害福祉サービス等に対応できるよう、区の事業実施に加え、運営支援の充実により事業所の参入を促進します。また、事業の実施方法の見直しや研修費用の助成等により、事業者によるサービスの量の確保と質の向上に取り組みます。

具体的な取組

① 障害福祉サービス等事業所の参入促進、運営支援

新規

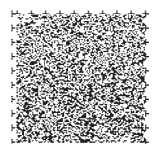
拡充

障害児の発達支援や保護者の就労支援のニーズが高い放課後等デイサービス事業所の参入を促進するため、開設に係る支援を行います。また、障害者等の生活相談に応じる相談支援事業者等に運営支援を行います。

② サービス提供の担い手の確保、人材育成支援

拡充

障害児の登下校時間帯のニーズの高い移動支援事業について、従事者の資格要件及び実施方法を見直すとともに、同行援護や行動援護等の従業者向け研修受講の支援の拡充により、サービス提供の担い手を確保し、質の向上を図ります。



施策3 特別な配慮の必要な子どもへの支援

SDGsのゴール
との関係



現状と課題

(1) 児童発達支援センターが担う地域の発達支援体制の強化



障害児への支援に対するニーズが増加・多様化しており、児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備、子どもの成長過程に応じた支援の充実などが今まで以上に求められています。

児童発達支援センターが担う本人や家族への支援の充実、地域の発達支援体制の強化が必要です。

(2) 障害児の保護者の就労支援の充実



障害児の保護者の就労のため、子どもの居場所や移動支援、特に、放課後や長期休業中の居場所や放課後等デイサービスの送迎が求められています。

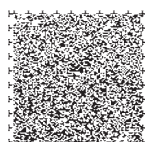
障害児の保護者等が安心して就労するために、子どもの居場所の確保や移動支援の充実が必要です。

(3) 障害児の特性に応じた障害児通所支援の充実



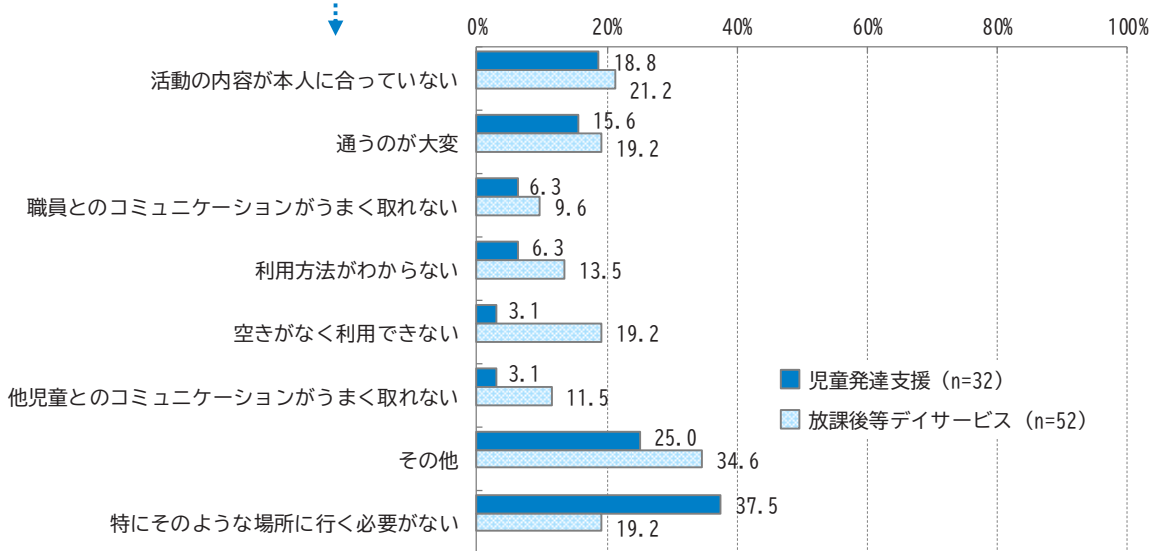
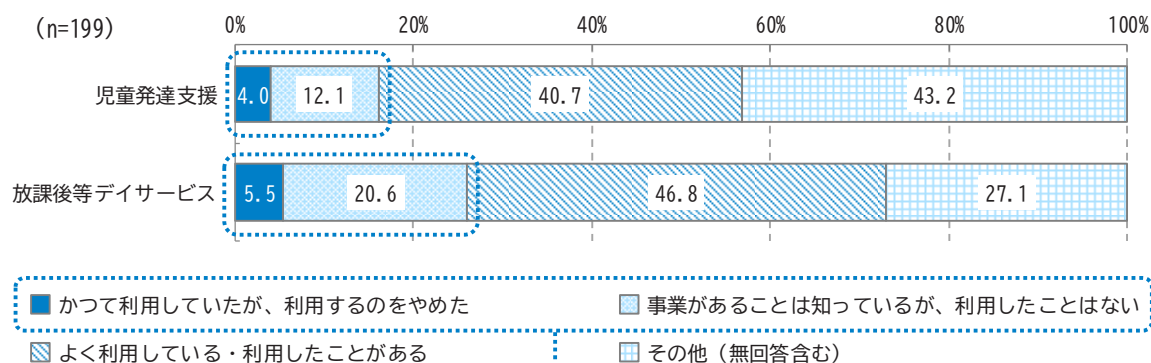
児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援について、活動内容が障害児本人に合わず、利用するのをやめたり、又は利用したことがない子どもがいる状況です。

障害児の特性に合わせた幅広い、専門性の高い支援を提供する事業所の職員の育成・確保が必要です。



【就学前における発達支援の場の利用状況（上グラフ）】

【利用するのをやめた、または利用したことがない理由（下グラフ）】

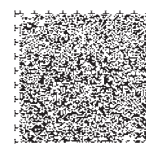


出典：港区「くらしと健康の調査」(令和4(2022)年度)

施策の考え方

障害児が成長過程に応じた適切な支援を受けられるよう、児童発達支援センターが中心となり、民間事業所等との連携を強化しながら、総合的な相談支援体制の構築や障害児に対する質の高い通所支援に取り組みます。

また、学校など施設間の移動支援の充実や放課後等に子どもが安全に過ごせる居場所の確保などにより、家族が安心して就労できる環境の整備に取り組みます。



総論
分野ごとの計画
子育て
高齢者
障害者
健康づくり
生活福祉
地域福祉
分野横断的取組
参考資料

小項目と具体的な取組

(1) 児童発達支援センターを中心とした支援の充実



地域の中核的な発達支援施設である児童発達支援センターが中心となり、民間事業所や保育園等との連携を強化しながら、障害児が成長過程に応じた効果的な支援を受けられるよう、相談支援や通所支援などの発達支援の充実に取り組みます。

具体的な取組

① 子どもの成長過程に応じた通所支援の充実

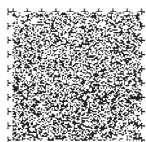
医療的ケア児への区立元麻布保育園との併用通所や、週5日の通所支援に加え、子どもの特性に合わせた週2日の通所クラスの実施とともに、個別支援の実施場所の拡大を検討するなど、子どもの成長過程に応じた通所支援を充実します。

② 学齢期の放課後対策の充実

学齢期の児童を中心とした放課後対策を充実するため、放課後等デイサービス事業について、子どもの発達や保護者からの相談内容に応じて支援内容や期間を柔軟に調整するなど、丁寧に寄り添いながら支援の充実に取り組みます。

③ 発達支援を必要としている子どもへの適切な環境整備

発達に不安のある親子が気軽に相談できるよう、保健所や区有施設のスペースを活用したアウトリーチ型の相談の場を設けるとともに、児童発達支援センターの通所支援等へのニーズに対応できるよう、受入定員の拡大などを検討します。



(2) 家族が安心して就労できる環境の整備



特別な配慮が必要な子どもに対する学校から通所施設など施設間の送迎支援や長期休業中の居場所の確保などにより、本人への支援はもとより、家族が安心して就労できる環境整備に取り組みます。

具体的な取組

① 施設間における送迎支援の充実

拡充

送迎支援の担い手である移動支援事業所の参入促進や1人のヘルパーで複数の子どもを送迎できるグループ支援型の移動支援を実施するとともに、民間事業者の車両を活用した送迎支援の実施を検討するなど、施設間の送迎を支援します。

② 子どもを安全に預けられる場の確保

拡充

放課後等デイサービス事業所や日中一時居場所提供事業における事業所の参入促進を図るとともに、学童クラブや子ども中高生プラザなどでも受け入れる体制を整えることで、子どもを安全に預けられる場を確保します。

(3) 地域全体で支える発達支援体制の強化



特別な配慮が必要な子どもに対し、成長過程に応じて適切に支援するため、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所や児童を支援する関係機関が、それぞれ連携を深め、地域全体で支える発達支援体制の強化に取り組みます。

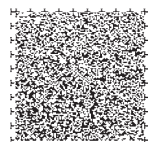
具体的な取組

① 民間事業者の育成支援

特別な配慮が必要な子どもが成長過程に応じて、適切な発達支援を受けられるよう、児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に研修等を行うことで、質の高いサービスを提供できる民間事業者の育成支援に取り組みます。

② 地域の中で自分らしく過ごせる体制の整備

特別な配慮が必要な子どもが保育園、幼稚園、学校で自分らしく過ごせるよう、職員の加配や障害特性の理解促進に取り組むとともに、児童発達支援センターと児童を支援する関係機関が連携し、地域全体の発達支援体制を強化します。



施策4 障害特性に応じて就労できる仕組みづくり

SDGsのゴール
との関係



現状と課題

(1) 障害の特性に対する理解促進



障害者が仕事上で困っていることとして、職場でのコミュニケーションがうまく取れないことがあげられています。また、新しい仕事に就いたり仕事を継続するために、障害の特性に応じた仕事の紹介が求められています。

障害の特性に応じた就労支援や職場に対する障害の理解促進が必要です。

(2) 障害の特性に応じた就労支援の充実



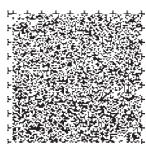
障害者の就労には、企業等に就職をする一般就労や、就労継続支援事業所（A型・B型）に通所して必要な支援を受けながら就労する福祉的就労があります。

令和5(2023)年度から障害者雇用率が段階的に引き上げられており、就労する障害者の増加が見込まれる中、定期的な通院や健康管理と仕事との両立に課題がある障害者もいるなど、障害の特性に応じた多様な働き方で就労できる環境づくりと定着支援が必要です。

施策の考え方

障害者が自分の意向や特性にあった就労を選択できるよう、一般就労を希望する障害者に対して、就労移行支援などの支援を充実するとともに、1時間から働ける超短時間雇用の促進など、障害特性や障害者の高齢化に応じた働き方を支援します。

また、就労継続支援事業所での就労を希望する障害者に対しては、デジタル技術を活用した就労機会の確保、障害者就労施設等からの優先調達や共同受注の仕組みの活用など、働きがいのある仕事の創出や賃金、工賃の向上につなげていきます。



小項目と具体的な取組

(1) 一般就労への移行と就労定着支援の強化



一般就労を希望する障害者が、自分らしく働き続けられるよう、地域の就労支援事業所のネットワークを強化し、就労移行支援、就労定着支援などを充実するとともに、超短時間雇用の促進など障害特性や障害者の高齢化に応じた働き方を支援します。

具体的な取組

① 福祉施設から一般就労への移行の推進

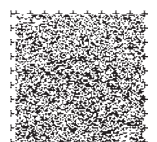
区の障害者就労支援センターが、障害者に対し、就労や定着支援に向けた支援を強化するとともに、企業等に対し、障害の理解促進や職場に必要な配慮を伝えるなど、福祉施設から一般就労への移行を推進します。

② 障害者の希望に沿った就労支援の強化

障害者就労支援センター等が障害者の希望や特性に合った仕事を探して就労の選択肢を提供できる支援を強化するとともに、超短時間雇用の促進し、障害特性や障害者の高齢化に応じた働き方を支援します。

③ 障害者の就労支援ネットワークの強化

障害者就労支援センターが中心となり、就労移行支援事業所の支援内容等の情報を共有するとともに、ハローワークや障害者を雇用している企業と連携し、一般就労の現状に係る勉強会に取り組むなど、就労支援ネットワークを強化します。



(2) あらゆる手段を活用した就労支援の推進



就労意欲のある障害者が、障害の特性や職務の適性に応じた多様な働き方を選択でき、賃金や工賃の向上につなげられるよう、新たな技術を活用した就労機会の確保や、多様な手法を用いた障害者就労施設等からの受注機会の拡大を図ります。

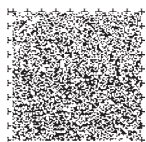
具体的な取組

① デジタル技術を活用した就労機会の確保

区が就労継続支援事業所に対して、自宅から操作できる分身ロボットの活用やデジタル技術を活用した商品開発の経費助成をすることで、仕事のメニューを拡大し、障害特性に合わせた就労機会を確保します。

② 多様な手法による受注機会の拡大

区が、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するとともに、障害者就労支援センターが中心となり、設備面や人員体制等の理由から単独の事業所での受注が困難な仕事を、複数の事業所が共同で受注する取組を推進します。



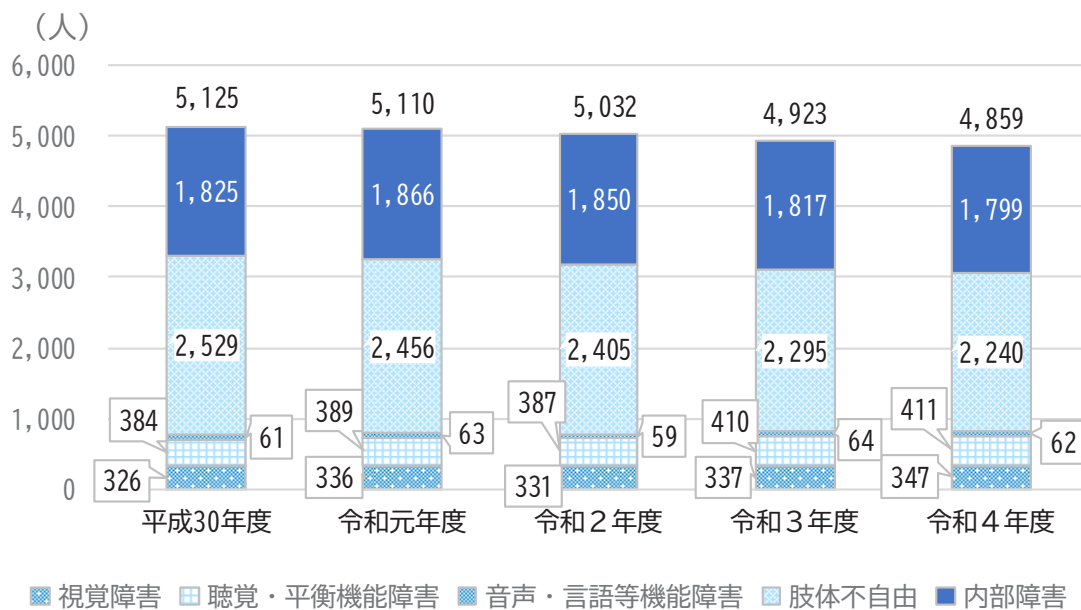
■ 障害福祉サービス等の円滑な実施に向けて

1 障害者数の推移

① 身体障害者手帳所持者

平成 30（2018）年度末に 5,125 人だった身体障害者手帳の所持者数は、令和 4（2022）年度末には 4,859 人となり、減少傾向にあります。障害種類別の内訳をみると、肢体不自由が大幅に減少しています。

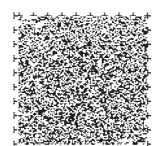
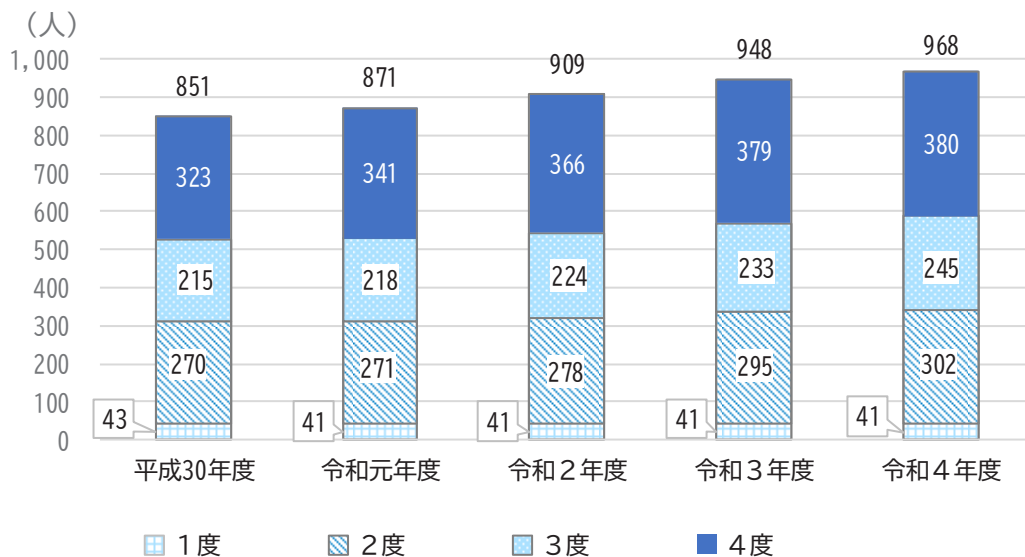
【障害種類別 身体障害者手帳所持者数の推移】



② 愛の手帳所持者

平成 30（2018）年度末に 851 人だった愛の手帳の所持者数は、令和 4（2022）年度末には 968 人となり、増加傾向にあります。

【障害程度別 愛の手帳所持者数の推移】

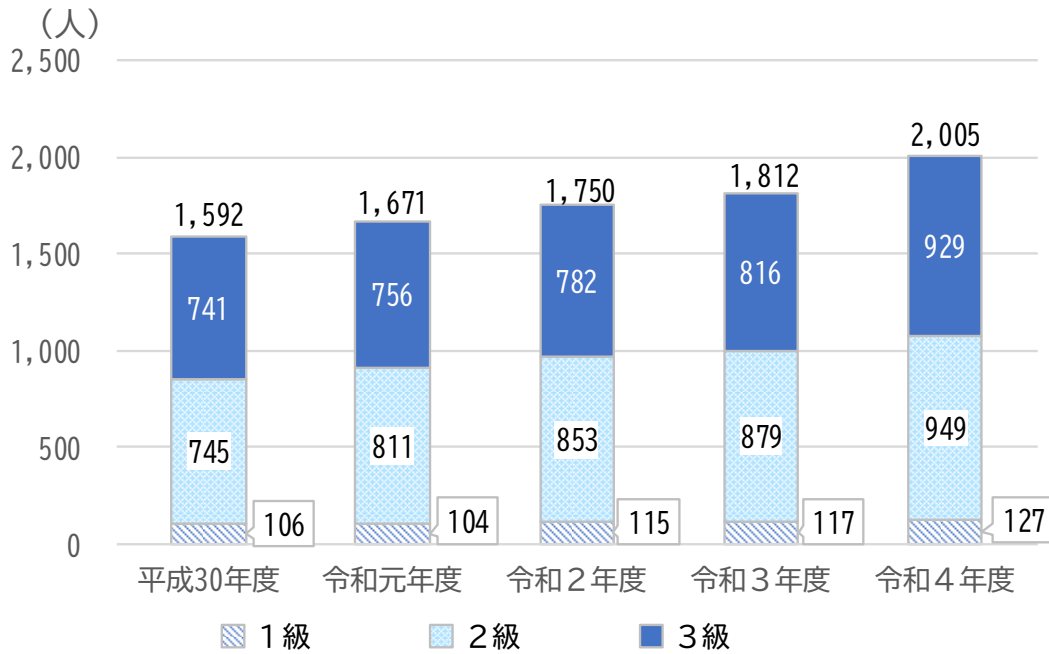


総論
分野横断的
計画
子育て
高齢者
障害者
健康づくり
生活福祉
地域福祉
分野横断的
取組
参考資料

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

平成30（2018）年度末に1,592人だった精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和4（2022）年度末には2,005人となり、増加傾向にあります。障害程度別の内訳をみると、2級及び3級が大幅に増加しています。

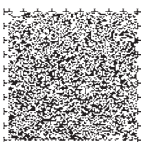
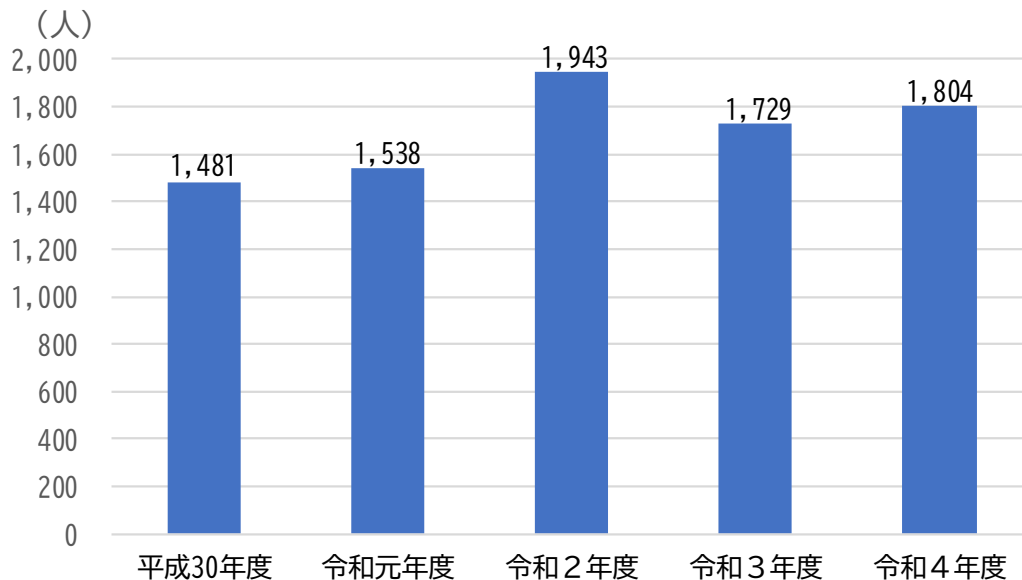
【障害程度別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



④ 難病等医療費助成認定者

平成30（2018）年度末に1,481人だった難病等医療費助成認定者は、令和4（2022）年度末には1,804人となり、増加傾向にあります。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症により、通常は年1回実施される更新審査を猶予したことから、資格を失う人がいなかったため、1,943人と大幅に増加しています。

【難病等医療費助成認定者の推移】



2 サービスの見込量

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に定める各サービスの見込量を算出しております。

なお、各事業の見込量は、人口や障害者手帳所持者数の推移、各事業の決算実績、サービス事業所の設置状況などを踏まえ、算出しています。

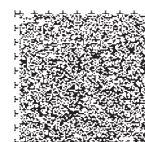
※月延時間数=利用者1人当たりの1月の平均利用時間数×利用者数

※月延数=利用者1人当たりの1月の平均利用日数×利用者数

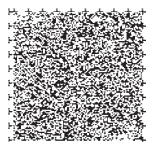
(1) 障害福祉サービス等の見込量



事業	指標	現状	見込			
		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
福祉施設から一般就労への移行等						
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	一般就労者数	35	35	35	35	
訪問系サービス						
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	月延時間数	23,980	24,435	24,899	25,372	
	利用者数	607	618	629	640	
日中活動系サービス						
生活介護※1	月延数	5,529	5,605	5,681	5,871	
	利用者数	291	295	299	309	
自立訓練（機能訓練）	月延数	189	195	195	195	
	利用者数	21	21	21	21	
自立訓練（生活訓練）	月延数	272	272	272	272	
	利用者数	17	17	17	17	
就労移行支援	月延数	1,260	1,320	1,380	1,455	
	利用者数	84	88	92	97	

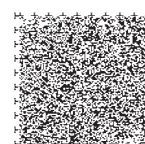


事業	指標	現状	見込			
		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
就労継続支援 A 型	月延数	561	578	595	612	
	利用者数	33	34	35	36	
就労継続支援 B 型	月延数	3,185	3,302	3,419	3,536	
	利用者数	245	254	263	272	
就労定着支援	利用者数	24	25	26	27	
療養介護	利用者数	21	21	22	22	
短期入所（合計）※2	月延数	725	747	764	779	
	利用者数	148	158	168	178	
短期入所（福祉型）	月延数	713	729	740	749	
	利用者数	144	152	160	168	
短期入所（医療型）	月延数	12	18	24	30	
	利用者数	4	6	8	10	
居住系サービス						
自立生活援助	利用者数	3	3	3	3	
共同生活援助※3	利用者数	185	195	205	215	
施設入所支援	利用者数	162	164	166	168	
地域生活支援拠点等	会議回数	12	12	12	12	
相談支援						
計画相談支援	利用者数	1,311	1,376	1,444	1,516	
地域移行支援	利用者数	4	4	4	4	
地域定着支援	利用者数	2	2	2	2	



事業	指標	現状	見込			
		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
発達障害者等に対する支援						
発達障害者支援地域協議会の開催	回数	0	1	1	1	
発達障害者支援センターによる相談支援	利用者数	1,617	1,743	1,879	2,026	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数	1	1	1	1	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	参加人数	15	15	15	15	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	評価実施回数	1	1	1	1	
精神障害者の地域移行支援	利用者数	3	3	3	3	
精神障害者の地域定着支援	利用者数	2	2	2	2	
精神障害者の共同生活援助	利用者数	75	77	82	84	
精神障害者の自立生活援助	利用者数	3	3	3	3	
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	利用者数	14	14	15	15	
相談支援体制の充実・強化のための取組						
総合的・専門的な相談支援	有無	有	有	有	有	
地域の相談支援体制の強化	事業者への指導・助言件数	12	14	16	18	
	事業者への人材育成の支援件数	12	14	16	18	
	連携強化の取組の実施回数	12	12	12	12	
障害福祉サービスの質を向上させるための取組						
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	無	無	無	無	
指導監査結果の関係市町村との共有	有無	有	有	有	有	
	回数	24	24	24	24	

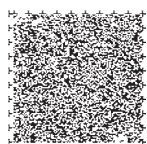
総論
分野ごとの計画
子育て
高齢者
障害者
健康づくり・保健
生活福祉
地域福祉
分野横断的取組
参考資料



(2) 障害児サービスの見込量



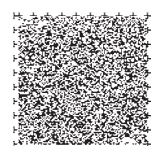
事業	指標	現状	見込			
		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
障害児相談支援	利用者数	1,053	1,158	1,274	1,401	
児童発達支援	月延数	4,314	4,458	4,596	4,740	
	利用者数	719	743	766	790	
放課後等デイサービス※4	月延数	3,220	3,325	3,430	3,535	
	利用者数	460	475	490	505	
保育所等訪問支援	月延数	70	71	73	74	
	利用者数	51	52	53	54	
居宅訪問型児童発達支援	月延数	60	60	66	66	
	利用者数	10	10	11	11	
福祉型障害児入所施設	利用者数	5	5	6	6	
医療型障害児入所施設	利用者数	2	2	2	3	



(3) 地域生活支援事業の見込量



事業	指標	現状	見込			
		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	有無	無	無	無	無	
相談支援事業 (相談支援機能強化事業)	有無	有	有	有	有	
相談支援事業 (成年後見制度法人後見支援事業)	有無	無	無	無	無	
意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣事業)	利用者数	90	93	96	99	
	利用回数	1,053	1,158	1,273	1,400	
意思疎通支援事業 (要約筆記者派遣事業)	利用者数	4	5	5	5	
	利用回数	105	130	135	140	
意思疎通支援事業 (手話通訳者設置事業)	有無	有	有	有	有	
日常生活用具給付等事業 (介護・訓練支援用具)	給付件数	17	17	18	18	
日常生活用具給付等事業 (自立生活支援用具)	給付件数	67	70	72	76	
日常生活用具給付等事業 (在宅療養等支援用具)	給付件数	30	31	31	32	
日常生活用具給付等事業 (情報・意思疎通支援用具)	給付件数	64	65	66	67	
日常生活用具給付等事業 (排せつ管理支援用具)	給付件数	3,131	3,150	3,160	3,170	
日常生活用具給付等事業 (居宅生活動作補助用具(住宅改修費))	給付件数	15	13	14	15	
手話奉仕員養成研修事業	有無	有	有	有	有	
点字・声の広報発行 (点字広報)	利用者数	18	18	18	18	
点字・声の広報発行 (声の広報)	利用者数	17	17	17	17	



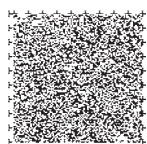
総論
分野横断的
計画
子育て
高齢者
障害者
健康づくり・保健
生活福祉
地域福祉
取組
参考資料

事業	指標	現状	見込			
		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
移動支援事業※5	月延時間数	5,982	6,205	6,314	6,423	
	利用者数	391	398	405	412	
日中一時支援 (重度障害児)	実施回数	18	18	18	18	
	利用者数	23	25	25	25	
日中一時支援 (障害者・児居場所確保)	月延時間数	125	200	275	350	
	利用者数	50	80	110	140	
免許取得費助成	助成件数	2	2	2	2	
自動車改造費助成	助成件数	2	2	2	2	

<主なサービスの見込量の考え方と確保に向けた方策>

(※特に記載がない数値については、令和5(2023)年4月1日現在の数値です。)

<p><u>※1 生活介護(日中の施設における食事や排せつ等の日常生活、創作的活動等の支援)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校等に通学する障害児の直近の進路先や、個々の障害の特性などを踏まえ、将来的な生活介護の対象者の増加を見込んでいます。 ・区立、民間合わせて定員128名です。利用希望者をより多く支援するため、区立施設での定員拡大を進めてきました。 ・既存施設の定員拡大や今後の区有地の活用検討のほか、民間事業者による生活介護事業所の整備や運営に係る支援策について検討します。
<p><u>※2 短期入所(短期間施設に入所し、入浴、食事、排せつ等の支援)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は継続的に増え続けており、今後も増加を見込んでいます。 ・区立、民間合わせて定員21名で、区立施設の改築などに合わせ拡大してきました。家族のレスパイトや、虐待での緊急受入れなど利用者数が増加していることから、希望する日時に利用できない場合があります。 ・増加する需要に対応するため、今後の区有地の活用検討など短期入所の整備促進に向けた取組を検討します。
<p><u>※3 共同生活援助(住居での共同生活における、入浴、食事等の日常生活上の援助)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の重度化、高齢化が進んでおり、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を希望するための共同生活援助(グループホーム)の需要が増えています。 ・区立、民間合わせて12施設、定員80名で、民間グループホームの誘致により定員拡大をしてきました。内訳は、知的障害者対象が9施設、定員60名、精神障害者対象が3施設、定員20名です。 ・今後の整備として、令和7(2025)年度末までに、3施設、定員16名を予定しているほか、重度障害者を対象とした定員20名の日中サービス支援型グループホームを整備予定です。さらに、区有地の活用検討のほか、民間事業者によるグループホームの整備を促進するため、施設整備の支援の拡充を検討します。



※4 放課後等デイサービス（放課後等に、施設での就学児への生活能力向上等の支援）

- ・就労する保護者が増え、特別支援学校等に通学する児童における需要の増加を見込んでいます。
- ・区立、民間合わせて1日当たり定員190名で、民間事業所の開設により定員拡大をしてきました。特に、重度知的障害児や中・高校生の放課後の支援場所が不足しています。
- ・今後の区有地の活用検討のほか、民間事業者による放課後等デイサービスの誘致を促進するため、施設の整備や運営に係る支援の拡充を検討します。

※5 移動支援事業（余暇活動等の社会参加のための外出支援）

- ・就労する保護者が増え、障害児の登下校時間帯の需要が高まっており、今後も支援を必要とする人の増加を見込んでいます。
- ・令和5（2023）年度は90事業者と協定を締結し、96事業所がサービスを提供していますが、需要量に供給量が追いつかず、希望どおり利用できていない場合があります。
- ・担い手確保のため、給付費の改善による提供事業所の参入促進、従業者向け研修受講費用助成及び提供者の資格要件の見直し、1人のヘルパーで複数の子どもを送迎できるグループ支援型の導入による提供方法の見直しを検討します。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料

